

被扶養者資格の再確認とご提出のお願い

日頃より、当協会の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、協会けんぽでは、保険給付の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図ることを目的に、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認（被扶養者資格の再確認）を毎年度実施しています。

つきましては、本年度も事業主様に「被扶養者状況リスト」等を送付させていただきますので、対象の方が現在も被扶養者の要件を満たしているかをご確認のうえ、協会けんぽ宛にご返送くださいますようお願い申し上げます。

被扶養者資格の再確認は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき実施するものですが、協会けんぽにご加入の皆様の保険料額の算出にもつながる大変重要な事務です。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

全国健康保険協会（協会けんぽ）

お送りしているもの

- (1) 被扶養者状況リスト ※必ず記入・提出が必要です
- (2) 説明用リーフレット
- (3) 返信用封筒
- (4) 被扶養者調書兼異動届 ※扶養解除となる場合に記入・提出が必要です
- (5) 被扶養者現況申立書 ※被保険者と別居している場合、海外在住の場合等に記入・提出が必要です

確認方法

事業主より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。記入方法は5ページをご覧ください。

なお、「被保険者と別居している方」および「海外に在住している方」については、被扶養者の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要となります。（※被保険者と同居している場合でも確認書類の提出が必要な場合があります。）

提出期限

提出期限は **令和4年11月30日(水)** です。被扶養者資格の再確認が終わりましたら速やかにご提出ください。

確認の対象となる方

令和4年9月10日現在の被扶養者の方

ただし、次の①、②に掲げる方は確認の対象外です。

- ① 令和4年4月1日時点において18歳未満の方
- ② 令和4年4月1日以降に被扶養者となった方

※上記①、②に該当する方についても、被扶養者状況リストに印字されていますが、再確認の必要はありません。（備考欄に「確認不要」と表示しています。）

令和3年度実施により扶養削除となった人数

約7.3万人（令和4年3月末日現在）

お問い合わせは
こちらから

専用ダイヤル（令和4年12月9日まで）

0570-029-843

受付時間：
月～金曜日 8:30～17:15
※土・日・祝日は除く

被扶養者資格再確認の流れ

STEP1 (下表 Point 参照)

「被扶養者状況リスト」の確認区分をご確認ください。

(被扶養者状況リスト) (確認区分欄)

確認区分には、右の1～6の区分が印字されています。

確認区分
同居
別居
要同居
海外在住
資格重複
判定不能

※確認区分が、現況と相違している場合は、実際の区分に訂正のうえ、被扶養者再確認の実施をお願いします。

1. 同居

2. 別居

3. 要同居

4. 海外在住

5. 資格重複

6. 判定不能

STEP2 (4ページ参照)

確認区分に応じて被扶養者認定要件を確認してください。

「収入要件」の確認
(2-(i)参照)

「収入要件」(仕送り状況含む)の確認
(2-(ii)参照)

「同居要件」の確認
(4ページの1参照)

「国内居住要件」
(国内に住民票があること)
(「海外特例」)の確認
(3参照)

「資格重複」
(就職等により自身で健康保険に加入していないか、以前加入していた国民健康保険等に参加したままではないか)の確認
(4参照)

「すべての被扶養者認定要件」の確認
(1～4の参照)

扶養認定要件を満たす

扶養認定要件を満たさない

STEP3 (5ページ参照)

確認結果を「被扶養者状況リスト」に記入してください。

記入例

「変更なし」
に☑
してください。

「解除となる」
に☑
してください。

STEP4 (6ページ参照)

確認区分ごとに、ア～カの提出書類をご用意ください。

提出書類 ア
(確認区分「1. 同居」の方)

提出書類 イ
(確認区分「2. 別居」の方)

提出書類 ウ
(確認区分「3. 要同居」の方)

提出書類 エ
(確認区分「4. 海外在住」の方)

提出書類 ア
(確認区分「5. 資格重複」の方)

提出書類 オ
(確認区分「6. 判定不能」の方)

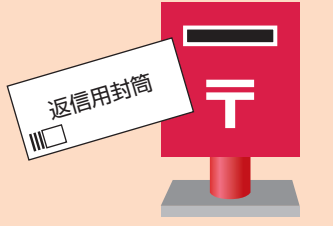
提出書類 カ
(被扶養者調書兼異動届を添付に☑した場合)

提出書類 キ
(日本年金機構へ届出済に☑した場合)

STEP5 (6ページ参照)

提出書類を、返信用封筒で郵送してください。

提出期限は、
**令和4年
11月30日(水)**です。
再確認が
終わりましたら
速やかにご提出を
お願いします。



Point 確認区分について

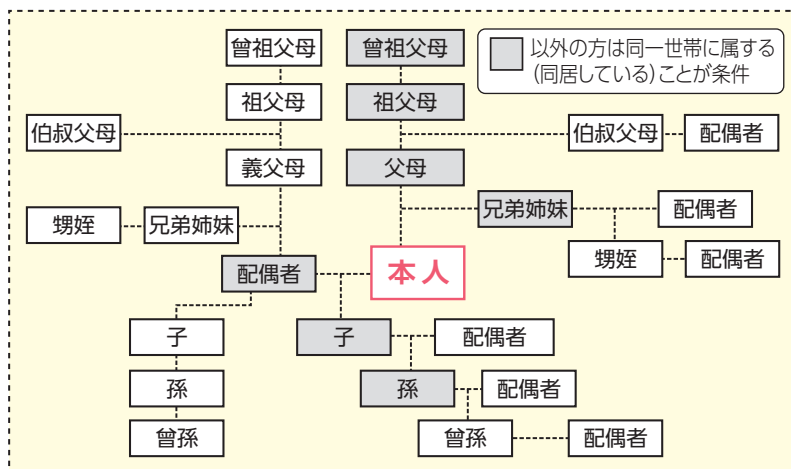
被扶養者資格再確認を実施するにあたり、事業主様及び被保険者様等の事務等の負担の軽減を目的として、あらかじめマイナンバーによる情報照会を実施しています。情報照会により取得した情報(被扶養者の続柄や被保険者との同居・別居の別等)を確認区分として記載しています。

確認区分	
1 同居	被保険者と国内で同居していることが確認できたため、扶養を継続する場合、収入要件のみ確認が必要な方
2 別居	被保険者と別居していることが確認できたため、扶養を継続する場合、収入要件及び仕送りの事実の確認が必要な方(同居が要件でない続柄)(「別居の妻」等)
3 要同居	被保険者と別居していることが確認できたため、扶養解除になると思われる方(同居が要件である続柄)(「別居の姪」等)
4 海外在住	海外在住であるため、扶養を継続する場合、海外特例要件の確認が必要な方
5 資格重複	健康保険の資格が重複していることが確認できた(新たに健康保険の資格を取得した、以前ご加入だった国民健康保険を脱退していない等)ため、扶養解除または以前ご加入だった国民健康保険等の脱退の手続きが必要になると思われる方
6 判定不能	マイナンバーによる情報確認ができなかったため、すべての被扶養者認定要件の確認が必要な方

STEP2 確認区分に応じて被扶養者認定要件を確認をしてください。

確認対象者の確認区分に応じて、次の①～④の被扶養者認定要件を満たしているか確認してください。これらの要件を一つでも満たさない場合は被扶養者となれないため、扶養解除を届け出てください。

(被扶養者となれる続柄)



① 「同居要件」の確認

- 被扶養者が右図 [] 以外の続柄の場合、被保険者と同居していることを確認してください。

② 「収入要件」の確認

(i) 被保険者と同居している場合

- 被扶養者の年収^(※1)が**130万円未満^(※2)**で、かつ被保険者の年収の半分未満^(※3)であることを確認してください。

(ii) 被保険者と別居している場合

- 被扶養者の年収が**130万円未満**で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないことを確認してください。
- 確認の結果、収入要件を満たす場合は、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類^(※4)を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

※1 被扶養者の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病・出産手当金のことをいいます。給与所得者の場合は総収入額が年収となります。自営業者の場合は7ページ Q5をご覧ください。

※2 被扶養者が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者)の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。

※3 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。

※4 学生の場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の添付は省略できます(被扶養者現況申立書の提出は必要です。7ページ Q8 参照。)

③ 「国内居住要件(国内に住民票があること)」「(海外特例要件)」の確認

- 国内に住民票があることを確認してください。
- 海外にお住まいで国内に住民票がない場合は、下表により海外特例要件を満たすことを確認してください。
- 海外特例要件を満たす場合は、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、海外特例要件に該当していることが確認できる書類を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

海外特例要件	証明書類
①外国において留学をする学生(留学)	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する家族(同行家族)	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族(特定活動)	査証(ビザ)、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族(海外婚姻等) (被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子どもなど)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤上記①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

※海外に居住している被扶養者は、今回の被扶養者資格再確認とは別に日本年金機構(事務センター)に海外特例の届出が必要です。未届の場合は、届出をお願いします。
なお、届出が行われない場合、海外在住の被扶養者のうち、国民年金第3号被保険者(厚生年金保険に加入している会社員の配偶者)については、日本年金機構において、健康保険被扶養者及び国民年金第3号被保険者の資格を職権により喪失する場合があります。

④ 「資格重複(就職等により自身で健康保険加入していないか)」の確認

- ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。

※就職や後期高齢者医療該当等により、ご自身で健康保険に加入された方の扶養削除漏れが多く見受けられますのでご注意ください。

STEP 3

【被扶養者状況リスト 記入方法】

いずれかにチェックしてください

健康保険被扶養者状況リスト (協会提出用)					事業所記号 協会けんぽ	事業所整理記号 年金	管轄の年金事務所					
チェック☑												
被保険者 整理番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者 生年月日	続柄	変 更 な し			確 認 区 分		解 除 と な る		備 考
					被保険者と 別居している	海外に在住 している				被扶養者調書兼 異動届を添付	日本年金機構 へ届出済	
1	健保 太郎	健保 一郎	S25.1.1	父	☒			同居	☒	☐	☐	
1		健保 花子	S56.12.12	配偶者	☒			同居	☐	☐	☐	
1		健保 三郎	R1.9.10	子	☒			同居	☐	☐	☐	確認不要
2	協会 太郎	協会 二郎	H3.5.4	その他	☐			要同居	☒	☐	☐	
3	健康 大輔	健康 愛子	S35.12.12	配偶者	☐			資格重複	☒	☐	☐	
3		健康 誠	S62.7.4	子	☒	☒	☐	判定不能	☐	☐	☐	
4	健保 京子	健保 恭平	H2.10.5	子	☒			海外在住	☐	☐	☐	
5	健康 厚子	健康 翔太	S55.11.11	配偶者	☐			同居	☐	☒	☐	

STEP4 提出書類を確認のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

【1】「変更なし」に☑した場合の提出書類

ア

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

①被扶養者状況リスト

イ

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

+

被扶養者
現況申立書

確認書類
(仕送り状況)
学生の場合は省略可

①被扶養者状況リスト
②被扶養者現況申立書
③仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類
※海外に在住している場合は、上記に加え、海外特例に該当していることが確認できる書類の提出も必要です

ウ

(世帯分離等により、確認区分は「要同居」と判定されているが、実態としては被保険者と同居しているため、扶養継続となる場合の添付書類)

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

+

被扶養者
現況申立書

被保険者と
被扶養者の
住民票

①被扶養者状況リスト
②被扶養者現況申立書
③被保険者と被扶養者の住民票

エ

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

+

被扶養者
現況申立書

確認書類
(海外特例該当)
外国語で作成の場合は
翻訳文も添付

①被扶養者状況リスト
②被扶養者現況申立書
③海外特例に該当していることが確認できる書類
※被保険者と別居している場合は、上記に加え、仕送り状況の確認できる書類の提出も必要です

オ 再確認の結果、被扶養者の状況に応じて**ア**～**エ**のいずれかの書類を提出してください。

- ・被保険者と「同居」である場合・・・**ア**の提出書類
- ・被保険者と「別居」である(「被保険者と別居している」に☑した場合)・・・**イ**の提出書類
- ・「海外在住」である(「海外に在住している」に☑した場合)・・・**エ**の提出書類

※「海外に在住している」に☑した場合は、別途日本年金機構へ海外特例の届出が必要です。8ページの**Q10-3**をご覧ください。

【2】「解除となる」に☑した場合の提出書類

(「被扶養者調書兼異動届を添付」に☑した場合)

(「日本年金機構へ届出済」に☑した場合)

カ

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

+

被扶養者
調書兼
異動届

解除となる方の
保険証
パンチもしくは
ハサミを入れる

①被扶養者状況リスト
②被扶養者調書兼異動届
③解除となる方の保険証
※「被扶養者調書兼異動届」については、通知の送付までに、1～2ヶ月程度お時間がかかります。(7ページ **Q3** 参照)

キ

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

①被扶養者状況リスト

STEP5 提出書類を確認のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

提出期限は、**令和4年11月30日(水)**です。

再確認が終わりましたら速やかにご提出をお願いします。



よくあるご質問

- | | |
|--|---|
| <p>Q1 本人への確認はどのように行えばよいですか。</p> | <p>A1 事業主様から被保険者の方に対して、文書または口頭によりご確認をお願いします。文書により確認する場合、協会けんぽホームページに掲載している「健康保険被扶養者資格再確認調査票」をご活用ください。</p> |
| <p>Q2 解除となる被扶養者の保険証が見当たりません。</p> | <p>A2 どうしても保険証が見当たらない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。回収不能届は協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくか、専用ダイヤル(0570-029-843)へ必要部数の送付を依頼してください。なお、後日、保険証が見つかった場合は協会けんぽへ返却をお願いします。</p> |
| <p>Q3 扶養解除となるため被扶養者調書兼異動届を提出しましたが、通知書はいつ頃送られてきますか？</p> | <p>A3 ご提出いただいた被扶養者調書兼異動届は、協会けんぽでの内容確認および事務センター(日本年金機構)での審査・入力処理がありますので、通知書の発送までに1ヶ月～2ヶ月程度お時間をいただくことになります。お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を事業所管轄の事務センターへ直接ご提出ください。なお、通常の被扶養者異動届を事務センターへ提出される場合、リストについては「日本年金機構へ届出済」に☑してください。</p> |
| <p>Q4 被扶養者状況リストの続柄欄に「その他」と記載されているのですが、具体的にどのような続柄なのですか。</p> | <p>A4 「配偶者、子、孫、(義)父、(義)母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄弟姉妹」以外の続柄を「その他」と記載しています。</p> |
| <p>Q5 自営業の場合の年収確認はどのように行えばよいですか。</p> | <p>A5 自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費を差し引いた額となります。直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費(例:製造業における原材料費、小売業における仕入れ費)であり、それ以外の費用(例:公租公課、宣伝費)は差し引くことはできません。</p> |
| <p>Q6 確認区分が「判定不能」だったのですがなぜですか。</p> | <p>A6 協会が確認対象者のマイナンバーを保有していないため、マイナンバーによる情報照会ができなかった、情報照会を実施したが、お住いの市区町村からの回答が得られなかった(遅れた)、等が考えられます。</p> |
| <p>Q7 別居している被扶養者がいますが、なぜ仕送りを行っていることの確認が必要なのですか。</p> | <p>A7 被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。同居の場合と異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入(仕送り)によって成り立っていることを確認する必要があります。仕送りをしていない、被扶養者本人の収入よりも仕送り額が少ないなどの場合、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活が成り立っているとは言えないため、被扶養者として認められないことになります。</p> |
| <p>Q8 別居している学生の被扶養者がいますが、仕送り関係の書類の提出は必要ですか。</p> | <p>A8 学生の場合、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の提出は省略できます。ただし、被扶養者現況申立書については、収入や仕送り額等の必要事項を記載のうえ、提出が必要です。その際、被扶養者現況申立書の職業欄に学生である旨(例:大学●年生、専門学校●年生)を記載してください。</p> |
| <p>Q9 仕送りの確認のために、預金通帳の写しを提出しますが、仕送りと関係のない箇所は見られたくありません。</p> | <p>A9 仕送りの確認書類として預金通帳の写し等を提出する場合、仕送りと関係のない箇所についてはマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。</p> |
| <p>Q10 海外在住者は被扶養者になることはできないのですか。</p> | <p>A10 令和2年4月より、海外在住者は海外特例要件(4ページの③参照)に該当する場合を除き、被扶養者と認められません。海外に在住の被扶養者の方で、海外特例に該当する場合は、海外特例に該当することが確認できる書類をご提出ください。海外特例要件に該当しない場合は、被扶養者異動届(解除用)により、扶養解除のお手続きをお願いします。</p> |
| <p>Q10-2 昨年の被扶養者資格再確認のときに、海外特例の確認書類を提出したのですが、再度確認書類の提出は必要ですか。</p> | <p>A10-2 被扶養者の資格確認は毎年度行うこととしているため、昨年度、海外特例に該当することを確認した場合であっても、改めて確認書類の提出をお願いいたします。</p> |

よくあるご質問

Q10-3 被扶養者が海外に在住しているのですが、協会けんぽの被扶養者資格再確認以外に、何か手続きは必要ですか。

A10-3 次に該当する場合は、今回の確認とは別に日本年金機構（事務センター）へお手続きが必要です。

- ①海外特例に該当するため、被扶養者のままとするが、日本年金機構へ海外特例要件の届出を行っていない場合・・・健康保険被扶養者（異動）届の海外特例要件のお手続き
 - ②海外特例に該当せず、扶養解除となる方が配偶者（国民年金第3号被保険者）である場合・・・国民年金第3号被保険者関係届の資格喪失のお手続き
- ※詳しくは、日本年金機構へお問い合わせください。

Q11 別居や海外在住の場合に提出する確認書類の代わりに、扶養事実を記載した申立書等を提出してもよいですか。

A11 申立書は確認書類として認められません。恐れ入りますが、事実を確認できる書類をご提出ください。なお、確認書類を提出できない場合は、事実関係を確認できないため、扶養解除のお手続きが必要となります。

Q12 被扶養者状況リスト等を提出した場合、後日、結果通知は送られてくるのですか。

A12 被扶養者調書兼異動届を提出した場合（扶養解除となる場合）を除き、結果通知は送付しませんので、ご了承ください。
なお、被扶養者状況リストの2枚目は事業主様の控えとなりますので、提出せずに保管をお願いします。

Q13 被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正してほしいのですが。

A13 協会けんぽでは、氏名や続柄等を訂正することはできません。お手数ですが、氏名等の訂正については、事業所管轄の日本年金機構（事務センター）へお手続きをお願いいたします。

Q14 同封の被扶養者調書兼異動届や被扶養者現況申立書が足りません。

A14 お手数をおかけしますが、被扶養者現況申立書が不足する場合は、コピーしてご使用ください。または、協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、専用ダイヤル（0570-029-843）へご連絡いただければ、必要部数を送付させていただきます。

Q15 リストを紛失してしまったのですが。

A15 再度お送りいたしますので、専用ダイヤル（0570-029-843）へご連絡ください。

Q16 リストを紙ではなくデータでもらいたいのですが。

A16 希望された事業主様へCD-R（又はDVD-R）を送付させていただきますので、専用ダイヤル（0570-029-843）へご連絡ください。

Q17 被扶養者の解除となる者の手続きをせず、被扶養者のままにしておくとうなりますか。

A17 高齢者の医療費は税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者からの拠出金等（加入者の皆様が納められた保険料）により賄われています。本来、被扶養者とならない方が扶養解除の届出をせず、被扶養者のままになっている場合、その方の分についても拠出金等の額に反映されるため、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出され、皆様の保険料負担が増えることがあります。

Q18 新型コロナウイルス感染症の対応により、一時的に収入が増加し、年収が130万円を超えてしまいそうです。この場合、扶養解除となりますか。

A18 （新型コロナウイルス感染症対応に限らず）収入については、被扶養者の過去の収入、現在の収入、将来の収入見込みなどから、今後1年間の収入を見込んで算出することになっています。このため、諸事情により一時的に収入が増加した場合でも、今後1年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害者（障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者）の場合は180万円未満）になると見込まれる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。

Q19 被扶養者が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したために一時的に収入が増加しています。年収が130万円を超えてしまいそうですが、この場合、扶養解除となりますか。

A19 医療職が令和3年4月から令和5年3月末の間に新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事することにより得た収入は、特例により扶養認定時の収入には算入しないこととされています。そのため、当該接種業務以外の今後1年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害者（障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者）の場合は180万円未満）になると見込まれる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。